

仕 様 書

1 名称

参議院議員通常選挙に係る投票所投票事務業務（中区・南区）

2 目的

各投票所において、人材派遣労働者を活用することで、投票所投票事務を円滑に行うことを目的とする。

3 派遣期間

第 27 回参議院議員通常選挙の投票日前日から投票日まで

4 派遣人数

合計	129人	中区	75人
		南区	54人

（ただし、増減が生じる場合がある。確定報告は投票日の1か月前程度）

5 業務内容

（1）投票日前日（土）

投票所準備設営等事務

①投票所を設営するための各種作業（記載台設置、椅子設置、備品設置等）

②投票事務の打ち合わせ

③その他投票管理者が指示する業務

（2）投票日（日）

投票等事務

①「名簿対照係」、「投票用紙交付係」等各種係の投票事務

②投票終了後の会場の後片付け

③その他投票管理者が指示する業務

6 就業場所

中区及び南区内の市が指定する投票所

（別紙一覧表のとおり。ただし、施設管理者の都合により変更となる場合がある。）

7 派遣労働者の就業日及び就業時間

（1）投票日前日…午前9時から午後7時までのうち、2時間程度

（別紙のとおり ただし、施設管理者の都合により変更となる場合がある。）

（終了時刻は、作業等の状況により多少前後する場合がある。）

- (2) 投票日…就業時間 午前6時30分から午後8時30分まで
(実働：13時間 ・ 休憩時間：延べ1時間)
(終了時刻は、会場の後片付けの状況により多少前後する場合があります。)

8 派遣労働者の選定

- (1) 派遣元は、「5 業務内容」で示した業務の遂行に必要とされる能力及び健康上の就業適格性を有し、派遣先において、他の業務従事者と連携し、服務規律及び指導に従い、情報の保護に関して誓約できる派遣労働者を選定すること。
- (2) 派遣元は、契約締結後すぐに、市が必要とする派遣人数をどのように確保するのかについての計画書を市に提出するものとする。
- (3) 派遣元は、市へ提出した計画書に沿い、各投票所の派遣労働者の確保状況を市に報告するものとする。市へ報告する間隔は、下記のとおりとする。
- 契約締結日から投票日の16日前（金）まで・・・・・・7日に1度
投票日の15日前（土）から投票日の9日前（金）まで・・3日に1度
- (4) 投票日の9日前（金）までには、派遣労働者を全員確保すること。
確保できていない場合は、即座に市へ報告をし、対応を協議すること。

9 派遣労働者の交替等

- (1) 派遣元は、2日間同じ者を従事させるものとする。やむを得ず派遣労働者の交代を行う場合は、事前に市に対しその旨を通知し、市の承認を得るものとする。
- (2) 派遣元は、派遣労働者が業務の遂行ができなくなった場合は、市に通知し、承認を得るとともに、市の必要に応じて補充するものとする。なお、補充者については、派遣元において事前に、本業務内容について説明するものとする。

10 派遣労働者の報告

派遣元は、投票所毎に業務従事者届を作成し、投票日5日前（火）までに、市に提出するものとする。なお、提出後に業務従事者届の記載事項を変更する場合は、変更箇所を明示すること。

11 個人情報の保護

派遣元は、派遣労働者に対して業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならないことを遵守させなければならない。なお、契約の終了後及び解除後も同様とする。

12 暴力団等の排除

別紙仕様書特記事項（暴力団等の排除について）を遵守すること。

1 3 派遣元における注意事項

- (1) 派遣元は、市において作成する「投票事務の手引」等を派遣労働者に配布するとともに、「5 業務内容」について説明し、派遣労働者に従事する業務について理解させること。

なお、事前説明に要する時間は実働時間に含めない。

- (2) 派遣元は、派遣労働者に対して次に掲げる事項及び「1 4 派遣労働者における注意事項」を遵守させなければならない。

- ① 来所者等に対して、礼儀正しく親切丁寧に應對し、粗暴な言動をとらず、不快感を与えないように努めること。

- ② 職務の遂行を怠らないこと。

- (3) 派遣元は、従事する者の名札を作成し、従事者に配付すること。(業務終了後回収する場合は派遣労働者に事前に回収方法を連絡しておくこと。市では回収を行わない。)

- (4) 市から派遣元責任者(苦情担当者含む)へ投票日前日及び当日は必ず連絡を取れる措置を講じ、市に連絡すること。

- (5) 派遣元は、派遣労働者に、投票日当日の昼食等を各自あらかじめ用意させること。

- (6) 労働者派遣契約締結においては、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律その他関係諸法令を遵守すること。

1 4 派遣労働者における注意事項

- (1) 派遣労働者は、来所者から批判を招くことのないよう華美な服装や不快感を与える服装とならず、動きやすい服装で投票事務に従事するものとする。なお、制服は支給しない。

- (2) 派遣労働者は、投票所への通勤に、公共交通機関を利用すること。

1 5 その他

- (1) 投票所ごとに従事報告書を準備し、必ず投票管理者等に従事時間の承認を受けること。なお、市に請求を行う場合は、上記報告書の写し及び投票所ごとの一覧表(従事者名及び従事開始時刻、終了時刻、従事時間数)を添付すること。

- (2) 派遣料金の計算は、次の①②の合計とする。

- ① 1日につき8時間まで

- $$\text{契約金額(税抜)} \times \text{延べ勤務時間数} \times 1.1$$

- ② 1日につき8時間を超える分

- $$\text{契約金額(税抜)} \times 1.25 \text{ (該当の割増)} \times \text{延べ勤務時間数} \times 1.1$$

暴力団等の排除について

1. 入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

- (1) 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはない。
- (2) これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

2. 再委託契約等の締結について

受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、契約締結時には本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

3. 誓約書の提出について

- (1) 受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約書の作成を省略する契約の場合、もしくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本市の外郭団体である場合はこの限りでない。
- (2) 受注者は、再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴して、本市へ提出しなければならない。
- (3) 受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

4. 不当介入に対する措置

- (1) 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告し、警察に届け出なければならない。
- (2) 受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告し、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。
- (3) 本市は、受注者が本市に対し、(1) 及び (2) に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。
- (4) 本市は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が(1) に定める報告及び届け出又は(2) に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。